

ハンブルク州及びシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州における新型コロナウイルス対策

2020年3月15日
在ハンブルク日本国総領事館

【ポイント】

- 当館管轄4州における感染者数は、15日午後7時現在で605人（ハンブルク州162人、ニーダーザクセン州287人、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州103人、ブレーメン州53人）となっており、増加傾向が続いています。
- これまでに、各州は感染拡大予防措置として、1000人以上の行事の禁止、学校・幼稚園の休校を決定した他、行動制限に係る州令の施行または勧告を決定して、措置の徹底を呼び掛けています。
- ハンブルク州（3月15日）及びシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州（3月14日）は、行動制限に関する詳細規定を含む州令を発出しました。
- シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州は、明日3月16日午前6時より、ジルト島等の一部の島から観光客を遮断する措置を発表しました。

以下の内容をよくご確認ください。

【本文】

1 ハンブルク州

- 「新型コロナウイルス封じ込めのための一般指令」（州令）
（3月16日発効、当面4月30日まで有効）
（同州ウェブサイト）

<https://www.hamburg.de/contentblob/13721244/478958bddd12fd2f8ebc6769f327079/data/2020-03-15-pdf-allgemeinverfuegung.pdf>

（要点）

○公私を問わず、また参加者数の多寡を問わず、すべての行事を禁止。ただし、州議会、州首相府、州憲法裁判所、州裁判所、州各省、区役所等の行うものは除外。また、公的秩序の維持や人間の存在に関するものは除外。

○私的・家族の行事（冠婚葬祭や類似の行事）で、参加者100名までのものは除外される。ただし、州保健省は、追加の関連法令が出される可能性については管轄外であり、延期または中止することを推奨する。

○次のサービス業者は閉鎖：クラブ、ディスコ、音楽クラブ（ダンススペースのないバーを含む）、見本市、展覧会、特設市場、年次祭市場、市民祭り、ゲームセンター、カジノ・合法賭博施設、その他類似の施設。

○飲食業者・個人レストランは、公的性格のものにのみ開放され、その際、席は1.5メートルの間隔を維持しなければならない。

○次の施設・事業体は、一般参加者のためには開館しない。

劇場、映画館、コンサートホール、イベント会場、博物館、展示場、市立文化センター、プラネタリウム、屋内での動物展示、市民大学での各種行事、公立図書館、音楽学校での各種行事、私的教育施設での各種行事、遊興施設付きを含むプール、サウナ、ミストサウナ、フィットネス・スポーツクラブ、市民会館、児童・青少年当局による各種イベント、シニア世代のための集会所。

○歓楽街及び風俗施設についても同様。

○スポーツイベントについても公私を問わず禁止。ただし、州保健省の許可がある場合のみ例外。

2 シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州

●「一部の島から観光客を遮断する州令の概要」

(同州ウェブサイト)

https://www.schleswig-holstein.de/DE/Landesregierung/I/_startseite/Artikel2020/I/20200315_Corona_Inseln.html

(要点)

- ・ 3月16日(月)午前6時からジルト島、アムルム島、フェール島、フェールマン島、ペルヴォルム島、ヘルゴランド島及びノルドシュトランド半島から観光客を遮断するとともに、今後の当該地域への旅行を取りやめるように呼びかける。
- ・ これらの地域では、観光客の数が医療施設の収容能力を上回るため、この措置が必要となったもの。
- ・ 現在、島に滞在する観光客は速やかな帰宅が求められる。
- ・ この州令実施のため、警察は必要な交通上の措置を講じる。
- ・ 措置の適用期間及びその他の同州の島に同様の措置が導入されるか、現時点では未定。

●「特に公的分野における人的接触の禁止及び制限に関する一般指令」(シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州令)

(3月14日交付、2020年4月19日まで有効)

(同州ウェブサイト)

https://schleswig-holstein.de/DE/Landesregierung/VIII/_startseite/Artikel_2020/I/200129_Grippe_Coronavirus_material/200314_erlass.html

(要点)

(注) 以下は、特に一般的行動規制に関するものを抜粋します。

○すべての公的行事の禁止

- ・ デモ等のような屋外での行事も含まれるが、個別の実施可否の検討により許可される場合もありうる。

・市場（いちば）のような市民への供給活動，公共安全・秩序に関わる行事，市民の生存にかかる行事は除外される。

○特定施設及びサービスの停止

以下の施設・サービスは閉鎖あるいは停止する。

- ・すべてのバー，クラブ，ディスコ，劇場，映画館及び美術館（所有・運営形態不問）（※公的施設にとどまらないとの趣旨），
- ・フィットネス・スタジオ，プール・温水遊興施設，サウナ
- ・市民大学，音楽学校，その他公的・私的教育機関
- ・スポーツ団体の集会，その他のスポーツ，余暇施設，ゲームセンター，風俗施設

○サービス利用制限と許可の条件

以下におけるサービス利用は制限され，一定の条件（利用客とその接触情報の記録，一定の利用客数，テーブルの間隔を最低2メートルとする，手洗い等，施設に応じ判断）付で許可される。

（該当施設）

- ・（高等教育機関内の図書館以外の）図書館
- ・レストラン及び宿泊客に飲食を提供するホテル
- ・家具店，ショッピングモール，アウトレット等，15以上の店舗を有する商業施設は入場制限及び条件を満たす場合のみ営業を許可される。

これらの制限は食料品個人商店，薬局及びドラッグストアには適用されない。

○個人的な催し

冠婚葬祭及びこれに類似する催しは，参加者の数に関わらず禁止はしないが，延期あるいは中止を推奨する。

【参考】

■ハンブルク州ホームページ

<https://www.hamburg.de/coronavirus/>

■シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州ホームページ

https://www.schleswig-holstein.de/DE/Landesregierung/VIII/_startseite/Artikel_2020/I/200129_Grippe_Coronavirus.html

■ドイツ連邦保健省（新型コロナウイルスに係る最新情報）

<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/coronavirus.html>

■ロベルト・コッホ研究所（新型コロナウイルスに関するQ&A）

https://www.rki.de/SharedDocs/FAQ/NCOV2019/FAQ_Liste.html

https://twitter.com/rki_de

■ドイツ連邦外務省（渡航情報）（最新情報）

<https://www.auswaertiges-amt.de/de/ReiseUndSicherheit/reise-und-sicherheitshinweise/letzteaktualisierungen>

■外務省海外安全ホームページ（ドイツ）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_165.html#ad-image-0

■厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○水際対策の抜本的強化に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenki_gyou_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○咳エチケット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

■世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

<https://twitter.com/who>

■在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

■スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html